

概要版

第4次芦屋市総合計画

後 期 基 本 計 画

平成28年度(2016年度)～
平成32年度(2020年度)

平成28年3月
芦 屋 市



1. 第4次芦屋市総合計画とは

- 「総合計画」とは、総合的な芦屋のまちづくりの指針となる市の最上位の計画です。
- 平成32年度(2020年度)までを計画期間とする「第4次総合計画」を平成23年3月に策定しました。

■計画の役割

まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

行政運営の指針

本市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、芦屋の将来像や目標とするまちの姿等を尊重し、本市と相互調整を図るための指針とします。

■芦屋の将来像

自然とみどりの中で^{きずな}絆を育み、
“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

■計画の構成, 期間

基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。

基本構想の期間は10年とし、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までとします。

基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。

基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)まで、後期を平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までとします。

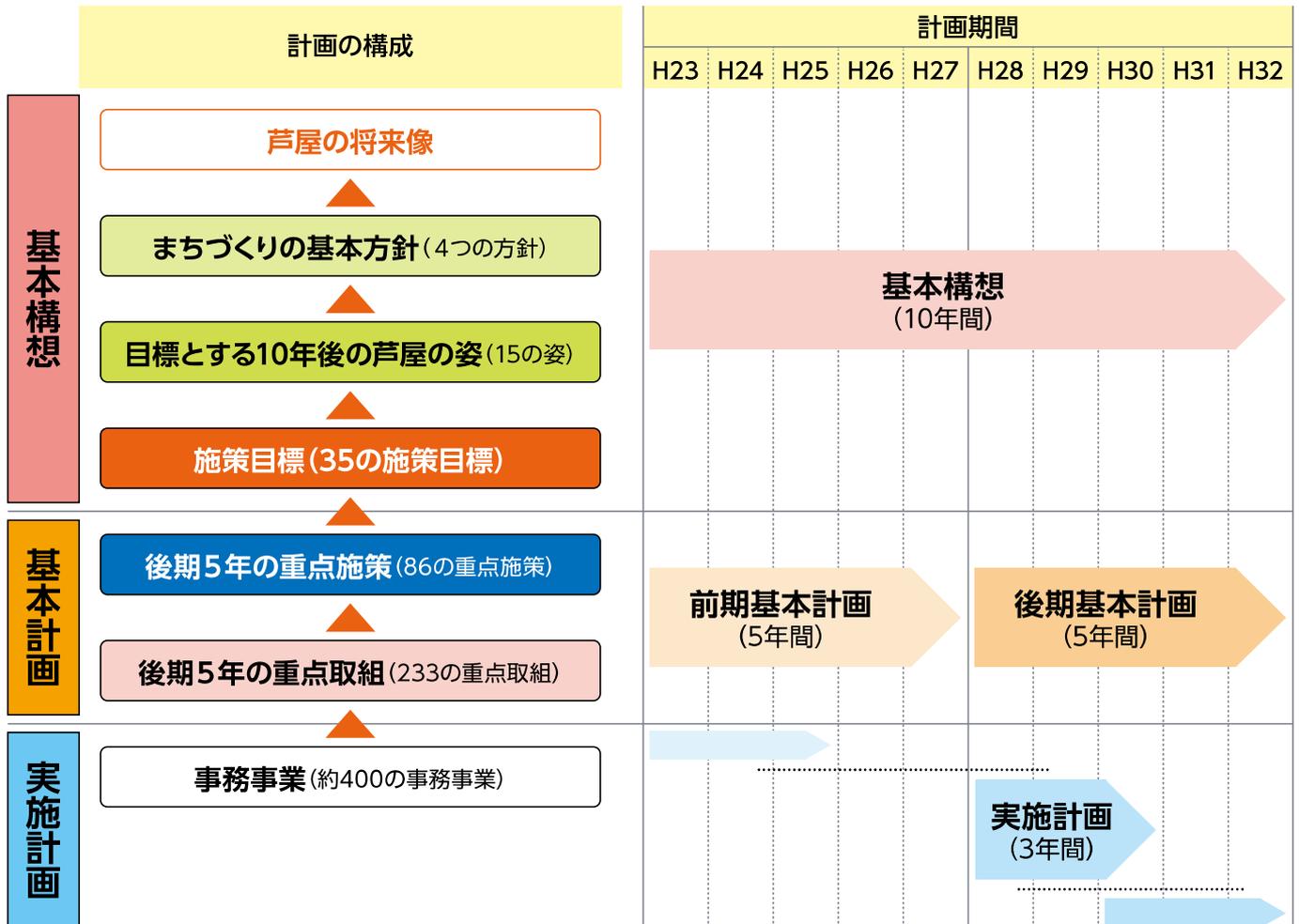
実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものです。その策定に当たっては、その時々々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。



【計画の構成及び計画期間】



【用語の使い方】

●「まちづくり」とは

まちなみ、芦屋の歴史や文化、人と人とのつながり、まちを大切にする暮らし方、そして、地域の課題解決のための仕組みづくりなど、芦屋づくりに関わる全てのことについて、みんなで考えたまちの将来像を市民と行政が共有し、それぞれの役割を果たしながら継続的に取り組むこととします。

また、市民と市民、市民と行政の連携、協働だけでなく、市民一人一人の行動や行政による活動も含め、芦屋をより良いまちにしていくための行動全体とします。

●「市民」とは

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「市民」を「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。」と規定しています。

この計画における「市民」もこの規定に基づいて用いています。

●「協働」とは

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「協働」を「市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。」と規定しています。

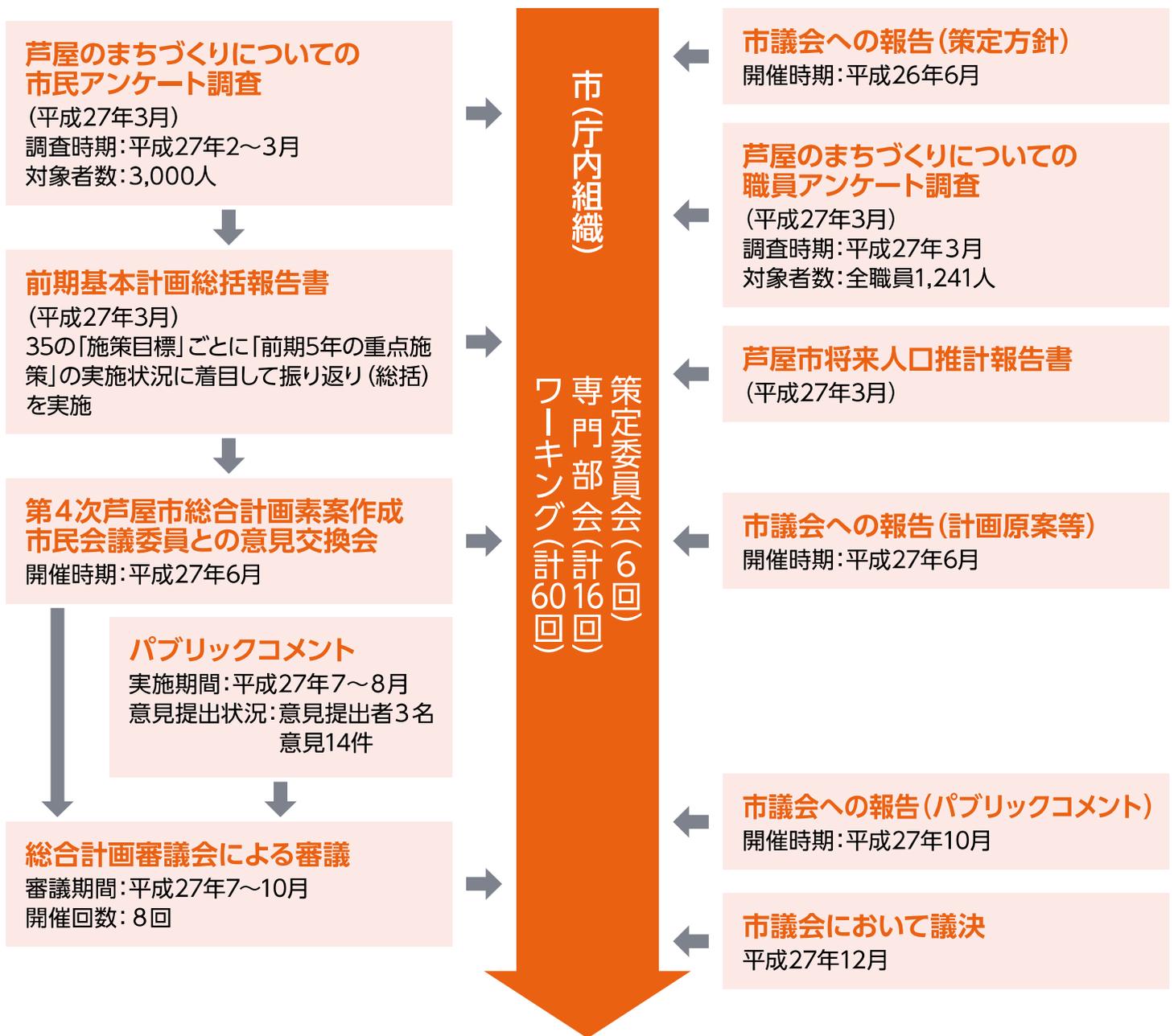
この計画における「協働」もこの規定に基づいて用いています。

2. 後期基本計画の概要

- 本市では、平成23年度から「前期基本計画」に基づき、各種施策を展開してきました。
- 策定以降、社会情勢や本市を取り巻く状況の変化、施策の進捗や新たに策定された課題別計画などを反映するため、平成28年3月に「後期基本計画」を策定しました。
- 計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間としています。

後期基本計画の策定プロセス

第4次芦屋市総合計画 【基本構想・前期基本計画】



第4次芦屋市総合計画【後期基本計画】 平成28年3月策定

■後期基本計画の特徴

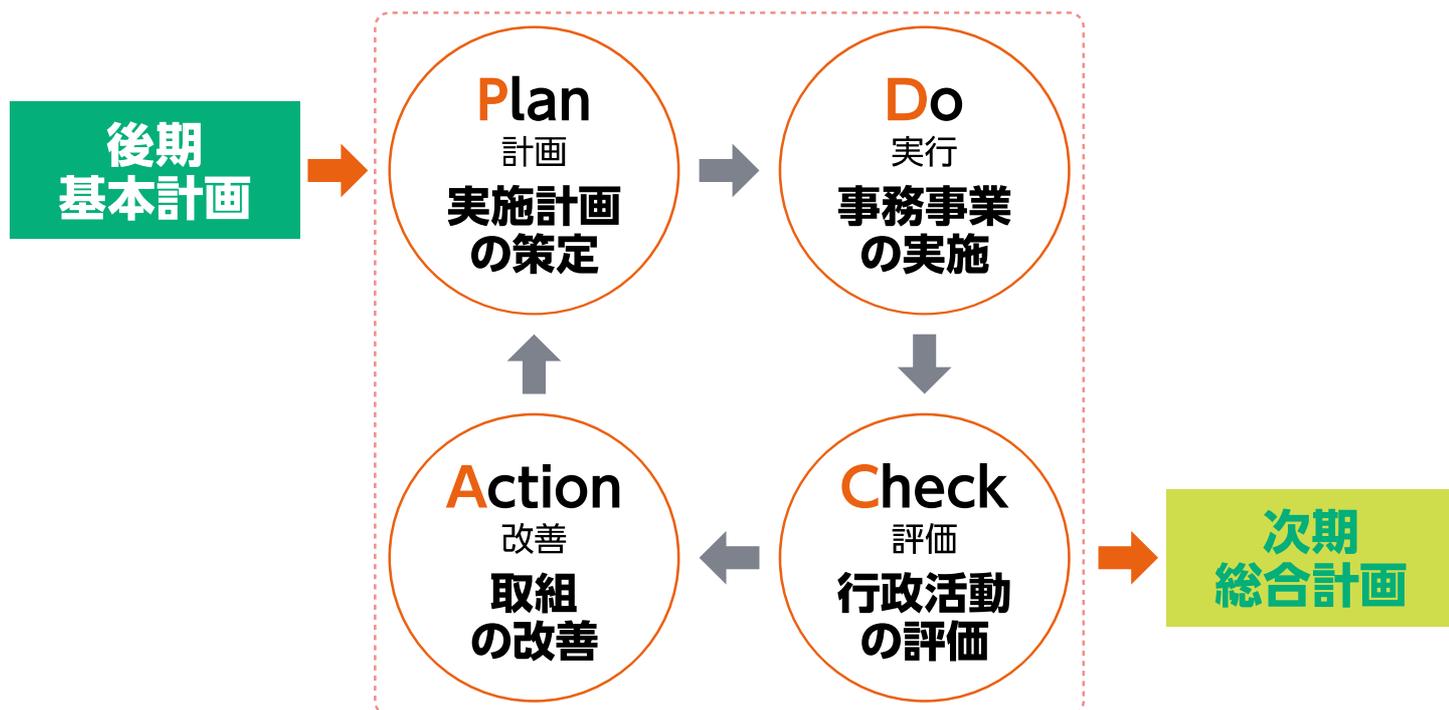
●「後期の重点施策」は、以下の基準に沿って設定しています。

- 参画と協働を基本に取り組むこと。
- 分野横断的,又は複数の担当課で取り組むこと。
- 新たに取り組むこと。
- 大きな制度改正が予定されていたり,緊急を要すること。
- 地方創生(人口減少対策)に資すること。

●後期基本計画を着実に推進するため、「進行管理」と「評価」の仕組みを充実します。

- 施策目標の実現に向けて,重点施策を推進する「施策目標推進部」を後期基本計画に明記しました。
- 重点施策,重点取組の効果を検証する目安として,本市の総合計画では初めて重点施策ごとに「めざす値」を「指標」として設定しました。
- 取組の実施状況とともに,「指標」も対象として行政評価(施策評価)を行い,施策目標ごとに進捗状況を確認し,実施計画及び次期総合計画に生かします。

【進行管理のPDCAサイクル】



3. 後期5年の重点施策

まちづくりの基本方針 1

人と人がつながって新しい世代につなげる

人々の主体的な活動や幅広い世代の交流を活発にし、^{きずな}絆を深め、お互いに刺激し合うことで育ち育てられながら世代をつないでいく。

目標とする10年後の芦屋の姿

1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

施策目標(施策目標推進部)	後期5年の重点施策
1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる(企画部)	1-1-1 市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信します。 1-1-2 本市の住宅都市としての魅力発信につながる情報提供に努めます。
1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している(企画部)	1-2-1 市民の意欲・特技・経験を生かし、地域を支える市民の力を豊かにする取組を支援します。 1-2-2 市民が市民活動に参加しやすい環境をつくります。
1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている(企画部)	1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組を支援します。

目標とする10年後の芦屋の姿

2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

施策目標(施策目標推進部)	後期5年の重点施策
2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある(社会教育部)	2-1-1 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信します。 2-1-2 芦屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承できる取組を進めます。 2-1-3 市民が主体となって活躍する知の循環型社会の構築を目指します。 2-1-4 地域の情報拠点として、公立図書館を充実させます。 2-1-5 「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、全ての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創ります。
2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている(企画部)	2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流を促進し、お互いの理解を深めます。 2-2-2 外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。



目標とする10年後の芦屋の姿

3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

施策目標 (施策目標推進部)	後期5年の重点施策
<p>3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている (市民生活部)</p>	<p>3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。</p> <p>3-1-2 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。</p> <p>3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。</p>
<p>3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている (市民生活部)</p>	<p>3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより、女性の社会参画を進めます。</p> <p>3-2-2 性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。</p>

目標とする10年後の芦屋の姿

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

施策目標 (施策目標推進部)	後期5年の重点施策
<p>4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している (学校教育部)</p>	<p>4-1-1 就学前の子どもの健やかな発達を保障する教育・保育を提供します。</p> <p>4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。</p> <p>4-1-3 子どもたちが命や人権を大切にする「豊かな心」と、「健やかな体」をバランスよく身に付けられるよう取り組みます。</p> <p>4-1-4 教職員の専門性及び指導力の向上に取り組みます。</p> <p>4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備を計画的に進めます。</p>
<p>4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている (社会教育部)</p>	<p>4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。</p> <p>4-2-2 困難を有する子ども・若者を支援します。</p> <p>4-2-3 子ども・若者の健やかな育成に努めます。</p>
<p>4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている (社会教育部)</p>	<p>4-3-1 学校園・家庭・地域が連携し相互協力のもと、子どもたちの学びを支えます。</p> <p>4-3-2 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。</p> <p>4-3-3 地域と連携して子どもたちの安全確保を図ります。</p>



さくらまつり



谷崎潤一郎記念館



学校支援ボランティア(ミシン補助)



目標とする10年後の芦屋の姿

5 地域で安心して子育てができている

施策目標 (施策目標推進部)	後期5年の重点施策
5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている (こども・健康部)	5-1-1 地域で子育てについて交流, 相談しやすい環境を整えます。
	5-1-2 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援を実施します。
	5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭の自立や支援に努めます。
5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている (こども・健康部)	5-2-1 必要とするときに適切で良質な保育サービスを提供します。
	5-2-2 子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりに努めます。

■基本方針1に関わる「指標」(主なもの)

施策目標	指標(単位)	現状値(H26)	指標の方向性	めざす値(H32)
1-1	「広報あしや」の市民の満足度(%)	58.1	➤	70.0
1-2	「あしや市民活動センターを知っている」と回答した割合(%)	15.5 (H25)	➤	50.0
1-3	自治会などに加入する世帯の割合(%)	68.2	➤	75.0
2-1	芦屋の伝統や文化に関する講演会などの参加者数(人/年)	330	➤	380
2-2	潮芦屋交流センター事業への参加者数(人/年)	4,890	➤	5,490
3-1	「みんなで考えよう 平和と人権」事業の参加者数(人/年)	742	➤	1,000
3-2	市附属機関等における女性委員の割合(%)	37.2	➤	40.0
4-1	各就学前施設と小学校との交流回数(回/年)	16	➤	40
4-2	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(%)	小学校 86.0 中学校 71.7	➤	小学校 90.0 中学校 80.0
4-3	あしやキッズスクエア, 校庭開放, 子ども教室の開催日数(日/年)	1,060	➤	1,920
5-1	子育てセンターにおける「つどいのひろば」などに参加する親子の数(人/年)	53,313	➤	56,313
5-2	待機児童数(人)	131	➤	0



子育てセンター「むくむく」



イクメン講座



保育所での収穫体験



まちづくり の基本方針 2

人々のつながりを安全と安心につなげる

日頃の挨拶から何かあった時に声を掛け合うつきあいとなり、助け合い、支え合うことで地域での暮らしの安全や安心へとつないでいく。

目標とする10年後の芦屋の姿

6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

施策目標(施策目標推進部)	後期5年の重点施策
6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる(こども・健康部)	6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。
	6-1-2 ライフステージに応じた正しい食習慣を身につけられるよう啓発します。
	6-1-3 こころの健康について、関係機関と連携し支援します。
6-2 市民が適切な診療を受けられる(芦屋病院)	6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。
	6-2-2 救急救命活動の充実を図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。
	6-2-3 安定的持続可能な国民健康保険制度の運営に努めます。

目標とする10年後の芦屋の姿

7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

施策目標(施策目標推進部)	後期5年の重点施策
7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している(福祉部)	7-1-1 地域の住民やボランティア、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等と保健・医療・福祉との連携を充実させます。
	7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。
	7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに、地域からの孤立を予防します。
7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている(福祉部)	7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。
	7-2-2 高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。
	7-2-3 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。
7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる(福祉部)	7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。
	7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。
	7-3-3 障がい福祉サービスなどの提供基盤の整備を進めます。
	7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。



目標とする10年後の芦屋の姿

8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

施策目標 (施策目標推進部)	後期5年の重点施策
8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている (市民生活部)	8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知, 啓発に努めます。 8-1-2 消費生活に関する情報提供, 相談, 教育の充実を図ります。
8-2 犯罪が起きにくいまちになっている (都市建設部)	8-2-1 見守り活動や情報提供の充実により, 犯罪が起きにくい環境を整えます。

目標とする10年後の芦屋の姿

9 まちの防災力が向上し, 災害時に的確に行動できるよう備えている

施策目標 (施策目標推進部)	後期5年の重点施策
9-1 家庭や地域, 行政の防災力が向上している (都市建設部)	9-1-1 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。 9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。 9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応できる防災・減災体制を充実させます。
9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる (都市建設部)	9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。 9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上を図り, 災害に強いまちづくりを進めます。 9-2-3 ライフラインなどの防災・減災機能の向上を図り, 災害に強いまちづくりを進めます。



地域での見守り・防犯活動



地域での防災訓練



消防本部



耐震改修した潮見小学校



■基本方針2に関わる「指標」(主なもの)

施策 目標	指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
6-1	大腸がん検診の受診率(%/年)	30.4	↗	50.0
6-2	紹介率(%) (他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合)	37.0	↗	50.0
7-1	地域発信型ネットワーク会議参加者数(人/年)	657	↗	838
7-2	高齢者生活支援センターの新規相談者数(人/年)	1,201	↗	1,280
7-3	障がいのある人に対する地域の理解度(%)	22.9 (H25)	↗	30.9
8-1	消費生活フェア参加者数(人/年)	341	↗	400
8-2	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件/年)	445	↘	230
9-1	個別避難支援計画策定数(件)	1,380	↗	3,300
9-2	住宅の耐震化率(%)	93.3 (H25)	↗	96.0



健診の風景



芦屋病院外観



地域発信型ネットワーク
(地域における保健・医療・福祉の連携体制)



芦屋市障がい児・者作品展



まちづくり の基本方針 3

人々のまちを大切に作る心や暮らし方を まちなみにつなげる

人々のまちを大切に作る心を育て、活動につなげて暮らし方を表現することでまちなみへとつないでいく。

目標とする10年後の芦屋の姿

10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

施策目標 (施策目標推進部)	後期5年の重点施策
10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している (都市建設部)	10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、市民とともに緑を守り育てます。 10-1-2 芦屋の自然環境の保全へ向けた取組を推進します。
10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している (都市建設部)	10-2-1 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策を更に進めます。

目標とする10年後の芦屋の姿

11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

施策目標 (施策目標推進部)	後期5年の重点施策
11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる (市民生活部)	11-1-1 市民、事業者による環境負荷の低減へ向けた取組を促進します。 11-1-2 行政の事業に係る環境負荷を低減します。
11-2 清潔なまちづくりが進んでいる (市民生活部)	11-2-1 市民と行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。

目標とする10年後の芦屋の姿

12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、 市内が安全に安心して移動できるようになっている

施策目標 (施策目標推進部)	後期5年の重点施策
12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている (都市建設部)	12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知、啓発に努めます。
12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる (都市建設部)	12-2-1 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。
12-3 市内を安全かつ快適に移動できる (都市建設部)	12-3-1 道路や交通安全施設の整備、維持管理を適切に行います。 12-3-2 JR芦屋駅周辺の交通結節機能を高める取組を進めます。



目標とする10年後の芦屋の姿

13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

施策目標 (施策目標推進部)	後期5年の重点施策
13-1 良質なすまいづくりが進んでいる (都市建設部)	13-1-1 質の高い魅力あるすまいづくりを促進します。 13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策を進めます。 13-1-3 市営住宅の大規模集約事業を円滑に実施します。
13-2 住宅都市としての機能が充実している (都市建設部)	13-2-1 公共施設等の保全計画に基づき効率的かつ適切な改修や維持管理を行います。 13-2-2 環境関連施設を適切かつ計画的に整備、運営します。 13-2-3 住宅都市に必要な都市施設を計画的に整備していくための検討を行います。
13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している (市民生活部)	13-3-1 生活利便性を向上させるため、市内の商業を活性化します。 13-3-2 JR芦屋駅南地区まちづくりにおいて、生活利便性を向上させる取組を進めます。

■基本方針3に関わる「指標」(主なもの)

施策目標	指標(単位)	現状値(H26)	指標の方向性	めざす値(H32)
10-1	オープンガーデン参加者数(人/年)	81	➡	125
10-2	無電柱化率(%)	12.4	➡	14.1
11-1	日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別等環境に配慮した行動を実践している市民の割合(%)	53.5	➡	60.0
11-2	市民マナー条例の内容まで知っている市民の割合(%)	72.0	➡	80.0
12-1	自転車利用者賠償責任保険加入者割合(%)	29.3(H25)	➡	100.0
12-2	公共建築物のバリアフリー化率(%) (多目的トイレの整備状況)	75.0	➡	79.0
12-3	防護柵の改修率(%)	75.3	➡	89.7
13-1	「芦屋市マンションネットワーク会議」への登録件数割合(%)	4.4	➡	7.6
13-2	公共建築物の保全計画策定率(%) (処理場等プラント施設除く)	79.8	➡	84.6
13-3	新規起業のための創業塾受講者数(人/年)	31	➡	60



無電柱化している山手幹線



南芦屋浜地区遠景



まちづくり の基本方針 4

人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割を担うことで芦屋のまちづくりにつないでいく。

目標とする10年後の芦屋の姿

14 信頼関係の下で市政が展開している

施策目標 (施策目標推進部)	後期5年の重点施策
14-1 市民参画による開かれた市政を運営している (企画部)	14-1-1 市政に関する情報を適切な方法で整理し、公開性を高めます。 14-1-2 市民参画の機会と協働推進のための仕組みを充実し、拡大に努めます。 14-1-3 各施策について、市民目線での評価、改善に取り組みます。
14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている (総務部)	14-2-1 自ら考え行動する職員を育成し、行政サービスの質の向上を目指します。 14-2-2 職員一人一人及び市役所全体の課題対応力と危機管理能力の向上を目指します。

目標とする10年後の芦屋の姿

15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

施策目標 (施策目標推進部)	後期5年の重点施策
15-1 様々な資源を有効に活用している (企画部)	15-1-1 芦屋の個性を生かし、住み続けたいまち・住んでみたいまち芦屋を目指します。 15-1-2 官民を問わず、様々な資源を活用し、効果的かつ効率的なサービス向上に努めます。 15-1-3 市が保有する資産を一元管理し、適正化と有効活用を図ります。
15-2 歳入・歳出の構造を改善している (企画部)	15-2-1 各施策、事務事業の目的に対する効果を点検し、より効果的かつ効果的な行財政運営を目指します。 15-2-2 財政を健全化するため、歳入の確保と歳出の適正化に取り組みます。

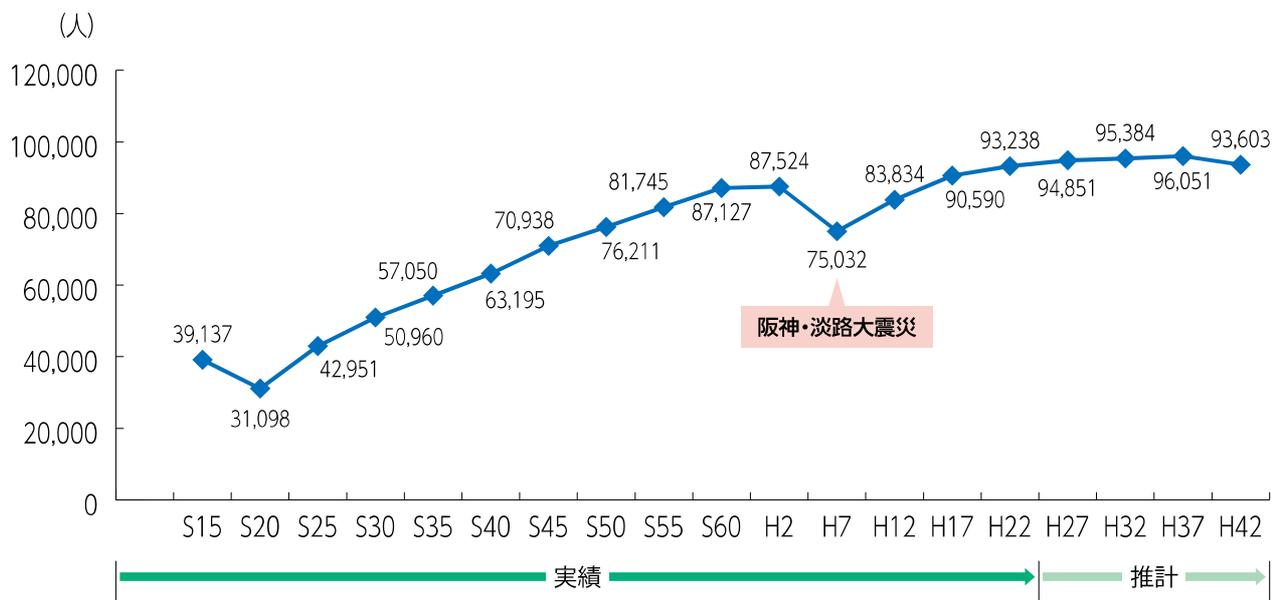
■基本方針4に関わる「指標」(主なもの)

施策目標	指標(単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
14-1	パブリックコメントを知っている市民の割合 (%)	18.3 (H25)	➡	25.0
14-2	人事評価対象者割合 (%)	34.1	➡	100.0
15-1	「定住意向」に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合	84.6	➡	90.0
15-2	市税徴収率(現年・滞納繰越分) (%)	95.4	➡	96.7

資料(人口, 財政のデータ)

■芦屋市の人口推移と将来推計人口

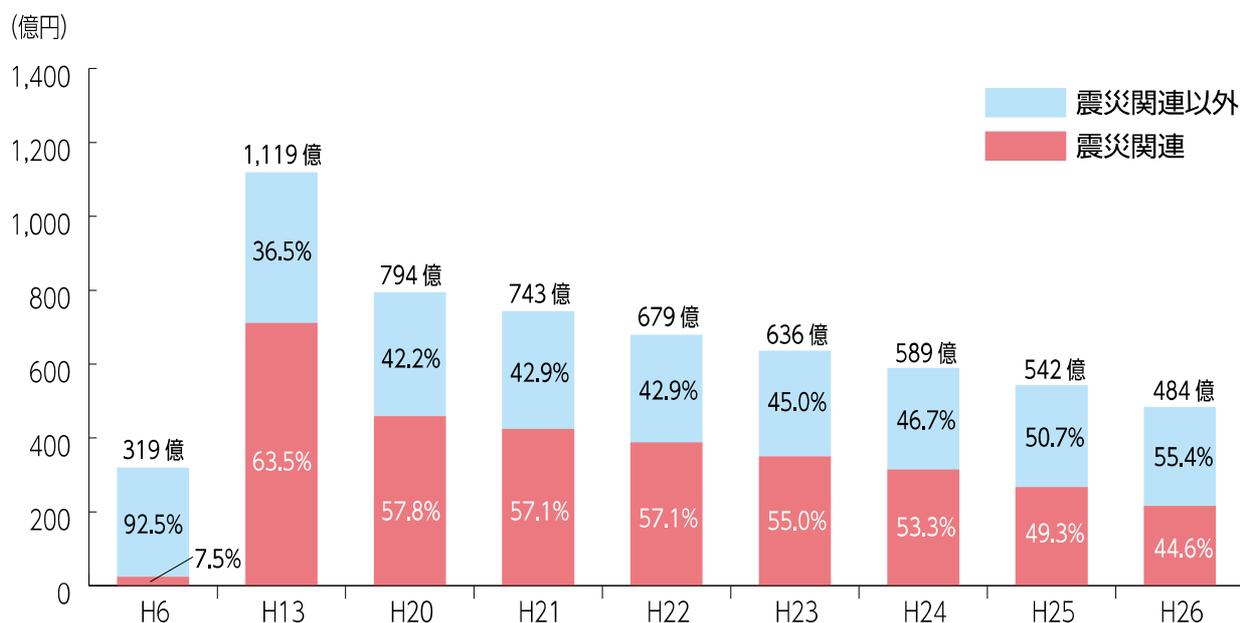
- 本市の平成26年(2014年)人口は94,642人となっています。
- 平成22年(2010年)の国勢調査を基準に将来人口を推計したところ, 本市の人口は平成22年(2010年)以降も微増を続けますが, 平成37年(2025年)の96,051人をピークにその後は減少すると見込まれます。



(資料) 芦屋市「芦屋市将来人口推計報告書」(平成27年3月)

■芦屋市の市債残高の推移

- 本市の財政状況は, 震災前までは健全に推移していましたが, 阪神・淡路大震災以後は, 震災復旧・復興事業に多額の経費を要し, 第4次芦屋市総合計画のスタート時(平成22年度末)においても, 市債残高は679億円と依然として高く, 行政改革, 事務事業の見直し, 積極的な償還等に努めました。
- その結果, 平成26年度末(2014年度末)には, 500億円を切り, ようやくピーク時の半分以上の水準まで減少させることができました。



(資料) 芦屋市「決算の概要」

市民憲章

昭和39年(1964年)5月

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 一 わたくしたち芦屋市民は
文化の高い教養豊かなまちをきずきましよう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましよう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は
青少年の夢と希望をすこやかに育てましよう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は
健康で明るく幸福なまちをつくりましよう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましよう。



■第4次芦屋市総合計画 一後期基本計画一 (概要版)

発行日 平成28年(2016年)3月

発行 兵庫県芦屋市企画部政策推進課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号